

2 医安第 7 8 7 号
令和 2 年 1 0 月 2 9 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

ハロウィン等「季節の行事」における感染防止対策の徹底について（通知）

本県では、10月26日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室通知「催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底」を受け、別紙により、県民・事業者に対し、感染防止対策の徹底を呼びかけています。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御理解のうえ、御協力をよろしくお願い申し上げます。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp



ハロウィンなど「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い

10月 28日(水)

今週末のハロウィンや、クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」において、人と人の距離の確保等を管理する主催者がいないケースでは、適切な感染防止対策が講じられず、感染リスクが高まることが想定されます。

このため、県民・事業者の皆様には、以下の点に留意し、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

季節の行事における感染防止対策の徹底

- ハロウィンなど、多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」を徹底して下さい。
- 公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えて下さい。
- 街頭や飲食店での、大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えて下さい。
- 家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事」の楽しみ方を検討していただくなど、工夫をお願いします。

事務連絡
令和2年10月26日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について

10月末のハロウィンを含め、催物の主催者が存在しない中で、多数の人が集まるケースが多い季節の行事（以下、「季節の行事」という。）においては、適切な対人距離の確保等を管理する主催者が存在しない等の理由から、安全な行事開催ができなくなる場合も想定される。こうした季節の行事としては、他にクリスマス、大晦日、初日の出等が考えられる。

各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事により、主催者・施設管理者がいない場所（公道など）で、不特定多数の人が密集する可能性のある場合には、当該場所での密集が極力発生しないよう、適切な雑踏警備等を検討するとともに、適切な行動管理が難しいと判断する場合には自粛等の呼びかけを検討されたい。

また、各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事が安全に開催できるよう、必要に応じ、関係各所に対し、感染防止策の主な留意点として、下記のとおり周知されたい。

- 参加される場合には基本的な感染防止策を徹底すること。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- 主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい季節の行事の楽しみ方を検討すること。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・植田・石田・麻田・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085